

平成 20 年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成 20 年版「出入国管理」の発刊に当たって

昭和 34 年から発刊されている「出入国管理」は、本書で 14 冊目になります。平成 15 年版以前の「出入国管理」では、5 年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化していることから、平成 16 年版以後、「出入国管理」は毎年出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊することとしました。

近年の情勢を見ると、外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的、技術的分野における外国人労働者の一層の受入れ、総人口が減少する時代における対応、不法滞在外国人の半減及びテロリスト等の確実な入国阻止など、出入国管理行政を取り巻く環境は変化し続けています。

このような状況の中で、出入国管理行政は、国際交流や経済の発展等のために外国人を円滑に受け入れ、同時にテロリストや犯罪者など、我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行っていくという、円滑化と厳格化の双方の方策を、同時に、的確に遂行していく必要があります。そのためにも、まず、出入国管理行政がどのような状況において、具体的にどのような施策を実施しているかを広く皆様に御理解いただきたいと考えております。

そこで、今般、平成 20 年版「出入国管理」を刊行することとし、平成 15 年から平成 19 年までの過去 5 年間の業務の推移を見つつ、平成 19 年度を中心に最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、紹介することといたしました。

第 1 部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の入国・在留状況及び日本人の出国の状況（第 1 章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第 2 章）、難民認定業務等の状況（第 3 章）、

人身取引対策の推進（第4章）、外国人登録の実施状況（第5章）について説明します。この第1部で、主として平成19年の出入国管理行政の状況を過去5年間の推移と併せて数的に見て取ることができます。



中部国際空港（平成17年3月：写真提供 中部国際空港株式会社）

第2部では、「平成19年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として、第1章では、個人識別情報を活用した出入国審査の開始、第2章では、新たな在留管理制度の検討、第3章では、不法滞在外国人の半減のための取組、第4章では、水際対策の強化とIT化の推進、第5章以下では、外国人の円滑な受入れのために講じた措置、国際社会への対応などについて説明します。この第2部で、平成19年度における出入国管理行政の状況を質的に見て取ることができます。

また、資料編においては、平成19年度以降の出入国管理行政に係る主な出来事などを説明しています。

本報告書を通じ、出入国管理が皆様にとって身近で分かりやすい行政となることができれば幸いです。

平成20年10月

法務省入国管理局長 西川 克行

平成 20 年版「出入国管理」のポイント

平成 20 年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政をめぐる状況（第 1 部）、主要な施策（第 2 部）及び資料編で構成。
- 第 1 部では、平成 15 年から平成 19 年までの 5 年間の推移を見つつ、平成 19 年の状況を記載。
- 第 2 部では、平成 19 年度における主要な施策を記載。

第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

- **平成 19 年の外国人入国者数は過去最高を記録**
平成 19 年の外国人入国者数は、政府を挙げて取り組んでいる外国人観光客の招致キャンペーンや平成 17 年 3 月からの韓国人及び台湾居住者に対する査証免除措置、及び中国に対する査証発給条件の緩和の効果等があいまって、前年比 12.9% 増の 915 万 2,186 人で、過去最高を記録した。
- **平成 19 年末現在の外国人登録者数は過去最高を記録**
平成 19 年末現在の外国人登録者数は、我が国において中・長期的に生活を送る者が増加する中で、3.3% 増の 215 万 2,973 人と、過去最高を毎年更新している。我が国の総人口に占める割合も 1.69% で過去最高を更新した。
- **不法残留者数は減少傾向**
平成 20 年 1 月 1 日現在の不法残留者数は、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施等総合的な不法滞在者対策により、前年比 12.3% 減の 14 万 9,785 人で、過去最高であった平成 5 年 5 月 1 日現在の 29 万 8,646 人から一貫して減少している。
- **人身取引対策の推進**
総合的、包括的な人身取引対策を講ずることを目指して、平成 16 年 12 月、「人身取引対策行動計画」が策定された。入国管理局においては、同計画に沿って関係機関と連携しつつ、人身取引の被害者の保護等のための取組を行った結果、平成 19 年に保護（在留特別許可）又は帰国を支援した人身取引の被害者は 40 人（全員女性）となっており、前年の 47 人に比べて減少（17.5% 減）した。

第 2 部 平成 19 年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

- **個人識別情報を活用した出入国審査の開始**
 - ・ 平成 19 年 11 月 20 日に施行された改正入管法により、上陸審査時に外国人（特別永住者、16 歳未満の者等の免除事由該当者を除く。）に対し個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられた。
 - ・ 上陸審査時に個人識別情報を活用することにより、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国を企図する者（いわゆるリピーター）の入国を阻止するなど、相当の効果を上げている。
 - ・ 出入国の手続を簡素化・迅速化して利便性を高めるため、同じく平成 19 年 11 月 20 日から、事前に利用希望者登録を行った日本人及び再入国許可を受けていることなど一定の要件に該当する外国人は、成田空港に設置した自動化ゲートを通して一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく、迅速に出入国手続を受けることが可能となった。
- **新たな在留管理制度の検討**
 - ・ 平成 19 年 6 月 22 日に閣議決定された「規制改革推進のための 3 か年計画」においては在留外国人の入国後のチェック体制の強化として、外国人に係る情報の相互照会・提供、外国人登録制度の見直し、使用者等受入れ機関等に対する責任の明確化等が盛り込まれ、遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案を提出することとされた。
 - ・ 政府における検討状況を踏まえ、各方面の有識者から、新たな在留管理制度の在り方について意見を聴取し、今後の入国管理行政に活かすため、平成 19 年 2 月 1 日、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会

の下に在留管理専門部会を設置し、在留カード（仮称）の交付、適法な在留外国人台帳制度の整備等について検討した。

- ・ 出入国管理政策懇談会は、在留管理専門部会の検討結果を、最終報告書「新たな在留管理制度に関する提言」として取りまとめ、平成 20 年 3 月 26 日、同報告書を法務大臣に提出した。

○ 不法滞在外国人の半減のための取組

平成 15 年 12 月に決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に沿って、不法滞在者を平成 20 年までの 5 年間で半減させるため、入国管理局においては、不法滞在を目的とする外国人を日本に「来させない」「入らせない」「居させない」の 3 本を柱として、在留資格認定証明書交付申請等に係る厳格な入国事前審査、厳格な上陸審査の実施、偽変造文書鑑識の強化、効果的な摘発の実施等、関係機関とも緊密に連携しながら、積極的に不法滞在者対策に取り組んでいる。

○ テロ対策の推進

テロの未然防止を図り、国民の安全を確保するため、入国管理局においては、A P I S（事前旅客情報システム）の活用、リエゾン・オフィサーの派遣、セカンダリ審査及びプレクリアランス等新たな手法も導入して、一層厳格な出入国審査等を実施している。また、第 164 回国会において成立した入管法の一部改正により、平成 19 年 11 月からは、我が国に上陸しようとする外国人に対し、指紋等の個人識別情報の提供が義務付けられた。

○ 観光立国への貢献

セカンダリ審査及びプレクリアランス等を導入し、入国審査の円滑化と厳格化の一層の推進を図っている。平成 19 年 9 月には特定活動告示に定めるワーキングホリデー対象国にデンマークを追加（19 年 10 月施行）した。

○ 研修・技能実習制度の運用の適正化と制度の見直し

- ・ 入国管理局では、平成 11 年に「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を策定するなどして研修・技能実習制度の適正な運用に努めてきたが、平成 19 年 12 月 26 日、同指針の内容を見直して、受入れ機関が留意すべき事項などをより明確にするとともに、「不正行為」に該当する行為について明確化を図るなどの改訂を行った。
- ・ 平成 19 年中に「不正行為」に認定した機関は 449 機関であり、過去最多であった前年の 229 機関の約 2 倍となった。

○ 留学生、就学生の在留資格に係る審査の一層の適正化

留学生等については、勉学の意味・能力や経費支弁能力を有しているか否かについて慎重に確認することとしているが、平成 19 年度においても、引き続き同様の審査方針に基づいた審査を行ったほか、教育機関に対し、在籍管理の実施の徹底等を求めた。

○ 在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドライン化等

外国人の在留期間の長期化、定住化傾向が進む中、申請者の予見可能性を高める観点から、運用の明確化及び透明性の向上を図るため「規制改革の推進のための 3 か年計画（平成 19 年 6 月 22 日に閣議決定）を受けて「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の策定及び在留資格の変更許可申請、在留期間の更新許可申請に係る不許可事例の公表を行った。

○ 国際化への対応

- ・ 東南アジア諸国（地域）の出入国管理行政当局の幹部等を招へいして、平成 19 年 11 月に東南アジア諸国出入国管理セミナーを開催し、国際テロリスト及び国際犯罪者の入国阻止、在留外国人に関する確実で適切な情報管理の方策等について、意見交換を行った。
- ・ 東南アジア諸国（地域）の偽変造文書鑑識実務者等を招へいして、平成 20 年 2 月に偽変造文書鑑識技術者セミナーを開催し、我が国が蓄積した偽変造文書鑑識技術を紹介するとともに、米国、カナダ等の参加協力を得て、より効果的な技術移転及び情報交換に努めている。
- ・ 各国との E P A（経済連携協定）締結交渉等に積極的に参画した。

○ 行政サービスの向上

入国審査官の配置を弾力的に行う等して、出入国審査時の混雑の緩和に努めている。また、高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン（プライオリティレーン）を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めている。

凡例（五十音順，アルファベット順）

外登法	外国人登録法
登録原票	外国人登録原票
登録証明書	外国人登録証明書
難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
APIS	Advance Passenger Information System（事前旅客情報システム）
ASEM	Asia-Europe Meeting（アジア欧州会合）
EDカード	Embarkation Card and Disembarkation Card（出入国記録カード）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
ICAO	International Civil Aviation Organization（国際民間航空機関）
ICPO	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
IOM	International Organization for Migration（国際移住機関）
JICA	Japan International Cooperation Agency（国際協力機構）
ODA	Official Development Assistance（政府開発援助）
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）

平成20年版「出入国管理」 目次

- はじめに 平成20年版「出入国管理」の発刊に当たって
- 平成20年版「出入国管理」のポイント
- 凡例
- 目次

第1部 出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等

第1節◆外国人の出入国の状況	2
1 外国人の出入国者数の推移	2
(1) 外国人の入国	2
ア 入国者数	2
イ 国籍(出身地)別	2
ウ 男女別・年齢別	4
エ 入国目的(在留資格)別	5
(ア) 短期滞在者	5
(イ) 就労を目的とする外国人	7
(ウ) 学ぶことを目的とする外国人	9
(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人	11
(2) 特例上陸(一時庇護のための上陸の許可を除く)	13
(3) 外国人の出国	14
2 上陸審判状況	14
(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	14
(2) 被上陸拒否者	16
(3) 上陸特別許可	16
3 入国事前審査状況	17
(1) 査証事前協議	17
(2) 在留資格認定証明書	17
第2節◆外国人の在留の状況	18
1 外国人登録者数	18
(1) 総数	18

(2) 国籍（出身地）別	19
(3) 目的（在留資格）別	19
2 在留審査の状況	23
(1) 在留期間更新の許可	23
(2) 在留資格変更の許可	24
(3) 在留資格取得の許可	27
(4) 再入国の許可	27
(5) 資格外活動の許可	27
(6) 永住許可	27
第3節◆日本人の出帰国の状況	28
1 出国者	28
(1) 総数	28
(2) 男女別・年齢別	29
(3) 空港・海港別	29
2 帰国者	30
第2章 外国人の退去強制手続業務の状況	
第1節◆不法残留者の状況	31
1 不法残留者数	31
(1) 国籍（出身地）別	31
(2) 在留資格別	32
第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要	33
1 退去強制事由別	33
(1) 不法入国	34
(2) 不法上陸	35
(3) 不法残留	36
(4) 資格外活動	37
2 不法就労事件	37
(1) 概況	37
(2) 国籍（出身地）別	38
(3) 男女別	39
(4) 就労内容別	39
(5) 稼働場所（都道府県）別	39

3 違反審判の概況	40
(1) 事件の受理・処理	40
(2) 退去強制令書の発付	41
(3) 仮放免	42
(4) 在留特別許可	42
4 送還の概況	43
(1) 国費送還	44
(2) 自費出国	44
(3) 運送業者の責任と費用による送還	45
5 出国命令事件	45
(1) 概況	45
(2) 違反調査	45
ア 国籍（出身地）別	45
イ 男女別	46
ウ 適条別	46
(3) 審査	46
ア 事件の受理・処理	46
イ 出国命令書の交付	46
(4) 出国確認	47

第3章 難民認定業務等の状況

第1節◆難民認定の申請及び処理	48
1 難民認定申請	48
2 難民認定申請の処理	49
3 仮滞在制度の運用状況	49
第2節◆異議申立て	50
1 異議申立て	50
2 異議申立ての処理	50
第3節◆難民審査参与員制度の意義と運用状況	51
第4節◆一時庇護のための上陸の許可	51

第4章 人身取引対策の推進

第1節◆平成19年中における人身取引の被害者数及び事例 …… 53

第2節◆平成19年中に人身取引の
加害者として退去強制した外国人の数 …… 54

第5章 外国人登録の実施状況

第1節◆新規登録及び登録の閉鎖 …… 55

第2節◆変更登録 …… 55

第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）…… 56

第4節◆地方自治体と外国人登録 …… 57

第2部 平成19年度における 出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 個人識別情報を活用した出入国審査の開始

第1節◆上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供	60
第2節◆自動化ゲート	60
第3節◆制度導入に向けての広報活動	61
第4節◆実施状況	62

第2章 新たな在留管理制度の検討

第1節◆検討の経緯	63
1 政府における検討	63
2 出入国管理政策懇談会・在留管理専門部会における検討	63
第2節◆出入国管理政策懇談会による報告書 「新たな在留管理制度に関する提言」の概要	64
1 在留管理制度見直しのねらい	64
2 新たな在留管理制度	65
3 適法な在留外国人の台帳制度の整備	65
4 適法に在留する外国人の利便性の向上	65
第3節◆適法な在留外国人の台帳制度の検討状況	66
第4節◆正確な登録を確保するための措置	66

第3章 不法滞在外国人の半減のための取組

第1節◆犯罪に強い社会の実現のための行動計画	68
第2節◆不法滞在者半減に向けた総合的な取組の推進	68

第4章 水際対策の強化とＩＴ化の推進

第1節◆テロ対策の推進	69
1 厳格な出入国審査等の実施	69
2 新たな手法の導入	69
第2節◆偽変造文書対策の強化	70
1 偽変造文書行使の概況	70
第3節◆ＩＴを活用した出入国管理業務の推進	71
「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」の改定	71

第5章 外国人の円滑な受入れのための取組

第1節◆観光立国への貢献	72
1 円滑かつ厳格な入国審査を実現するための措置	72
2 デンマークとのワーキング・ホリデーに係る 「特定活動」告示の改正	72
第2節◆研修・技能実習制度の運用の適正化と制度の見直し	72
1 「研修生及び技能実習生の入国・ 在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の策定	73
2 受入れ機関に対する「不正行為」の認定	73
3 制度の見直し	74
第3節◆学術・文化・青少年交流の推進と留学生， 就学生の円滑かつ適正な受入れ	74
「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化	74
第4節◆在留資格の変更及び在留期間の 更新許可のガイドライン化等	76
1 経緯	76
2 在留資格の変更及び在留期間の 更新許可のガイドライン化	76
3 在留資格の変更許可申請及び在留期間の 更新許可申請にかかる不許可事例の公表	76

第6章 国際社会への対応

第1節◆条約及び国際会議への対応	77
1 条約締結等への対応	77
(1) 各国との経済連携協定（E P A）締結交渉への主な対応	77
ア 日・タイ経済連携協定	77
イ 日・インドネシア経済連携協定協議	77
(2) 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	77
2 国際会議への対応	78
(1) G 8 ローマ・リヨングループ移民専門家会合	78
(2) アジア欧州（A S E M）移民管理局長級会合	78
(3) 国際航空輸送協会・入国管理機関関係部会（I A T A ・ C A W G）	78
第2節◆各種セミナーの開催	79
1 東南アジア諸国出入国管理セミナー	79
2 偽変造文書鑑識技術者セミナー	79
第3節◆研修の実施－「出入国管理行政コースの支援」	80

第7章 広報活動と行政サービスの向上

第1節◆広報活動の推進	81
第2節◆行政サービスの向上	81
1 上陸審査手続の円滑化	81
2 外国人への案内サービス	82
3 入国管理局ホームページ	83

本文関係図表目次

(図)

図 1	外国人入国者数の推移	3
図 2	主な国籍（出身地）別入国者数の推移	3
図 3	男女別・年齢別外国人入国者の状況	4
図 4	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	6
図 5	観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数	6
図 6	就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	7
図 7	「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	10
図 8	「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	11
図 9	「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	11
図 10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	12
図 11	主な国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移	16
図 12	外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	18
図 13	主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移	19
図 14	就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移	21
図 15	日本人出国者数の推移	28
図 16	男女別・年齢別日本人出国者の状況	29
図 17	主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移	32
図 18	口頭審理請求件数及びその比率の推移	41
図 19	主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況	42
図 20	不法滞在者等に係る難民認定手続流れ図	50
図 21	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	75
図 22	入国管理局 O D A 関連プログラム関係図	79
図 23	入国管理局組織表	112
図 24	法務省入国管理局所管事項	113
図 25	入国管理官署職員定員の推移	118
図 26	予算額の推移	122
図 27	電算関連主要予算額の推移	123

(表)

表 1	在留資格別新規入国者数の推移	5
表 2	国籍別ワーキング・ホリデーを目的とする新規入国者数及び日本人に対する ワーキング・ホリデー査証発給件数の推移	8
表 3	特例上陸許可件数の推移	13
表 4	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	14
表 5	上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移	15
表 6	上陸口頭審理の処理状況の推移	15
表 7	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	17
表 8	入国事前審査処理件数の推移	17
表 9	在留の資格別外国人登録者数の推移	20
表 10	在留審査業務許可件数の推移	24
表 11	国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	25
表 12	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	25
表 13	国籍別技能実習への移行者数の推移	26
表 14	職種別技能実習への移行者数の推移	26
表 15	国籍（出身地）別永住許可件数の推移	28
表 16	滞在期間別日本人帰国者数の推移	30
表 17	国籍（出身地）別不法残留者数の推移	32
表 18	在留資格別不法残留者数の推移	33
表 19	退去強制事由別入管法違反事件の推移	33
表 20	国籍（出身地）別入管法違反事件の推移	34
表 21	国籍（出身地）別不法入国事件の推移	35
表 22	国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移	35
表 23	国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移	35
表 24	国籍（出身地）別不法上陸事件の推移	36
表 25	国籍（出身地）別不法残留事件の推移	36
表 26	国籍（出身地）別資格外活動事件の推移	37
表 27	国籍（出身地）別不法就労事件の推移	38
表 28	就労内容別不法就労事件の推移	39
表 29	稼働場所別不法就労事件の推移	40
表 30	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	40
表 31	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	41
表 32	仮放免許可件数の推移	42

表 33	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	43
表 34	国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移	43
表 35	国籍（出身地）別被送還者数の推移	43
表 36	送還方法別被送還者数の推移	44
表 37	国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移	45
表 38	国籍（出身地）別出国命令による引継者数	46
表 39	国籍（出身地）別出国命令書の交付状況	47
表 40	難民認定申請・処理状況及び庇護状況	49
表 41	難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況	50
表 42	一時庇護のための上陸の許可件数の推移	52
表 43	人身取引の被害者数	53
表 44	事由別新規登録及び登録閉鎖の状況	55
表 45	変更登録の状況	56
表 46	登録確認の状況	57
表 47	偽変造文書発見件数の推移	70
表 48	受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移	74
表 49	平成 19 年類型別「不正行為」認定件数	74
表 50	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	75
表 51	出入国管理関係訴訟（本案事件）提起件数の推移（平成 19 年末現在）	109
表 52	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	116
表 53	入国管理官署職員定員の推移	118
表 54	収容定員の推移	124

資料編

1	平成 19 年 4 月 1 日以降の主な出来事	86
2	統計	90
	(1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移	90
	（※投資・経営，技術，人文知識・国際業務，企業内転勤，興行，技能，留学，就学，研修，永住者，日本人の配偶者等，定住者）	
	(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留の資格別新規入国者数・外国人登録者数の推移	98
	（※韓国，中国，フィリピン，ブラジル）	
3	「新たな在留管理制度に関する提言」	106
4	行政訴訟	109
	第 1 節◆概況	109
	第 2 節◆主な裁判例	110
5	組織・職員の拡充	112
	第 1 節◆組織・機構	112
	1 入国管理官署の概要	112
	2 入国管理官署の主要な拡充	113
	(1) 円滑かつ厳格な出入国審査体制の強化に伴う組織の拡充	113
	(2) 在留管理体制の強化に伴う組織の拡充	114
	(3) 不法滞在者対策の強化に伴う組織の拡充	115
	(4) 地方入国管理局の出張所の整理・統廃合	116
	第 2 節◆職員	117
	1 入国管理局職員	117
	2 増員	117
	(1) 事前旅客情報システム（APIS）を利用した出入国審査体制の強化等	119

（２）外国人雇用状況報告による稼働情報を活用した在留管理体制の強化	119
（３）名古屋入国管理局における摘発体制の強化等	120
（４）東京入国管理局における難民審判体制の強化	120

3 研修	121
-------------------	-----

6 予算等..... 122

第1節◆予算	122
---------------------	-----

第2節◆施設	123
---------------------	-----